

## 農地転用の許可を受けた方へ

農地転用の許可には、「申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること」と「転用に係る工事が完了するまでの間、工事の進捗状況・工事の完了を報告すること」の条件が付いております。下記チェックリストを参考に提出をしていただくようお願いします。

### ◆チェックリスト◆

許可後の流れ	提出するもの	提出時期	目安の年月日	提出したら✓
工事開始 ～工事中	進捗状況報告	許可の日から 3か月後（その 後1年ごと）に	許可日の3か月後 年 月 日	
			年 月 日	
工事完了	完了報告	工事が完了 したとき	工事完了予定日 年 月 日	
地目変更	法務局で、地目を田・畑から現況に合わせた地目へ の変更届 ※転用許可書が必要になります			

### ◎「進捗状況報告」「完了報告」について（チェックリストの太枠部分）

報告の様式は、農地転用許可書と一緒に渡しているほか、高鍋町ホームページに掲載しております。必要事項を記入し、写真を添付の上農業委員会へ提出してください。

写真は、転用後の申請地全体（1枚で収まらない場合は複数枚に分けて）が写るよう撮影してください。

農地転用の申請を行政書士等へ依頼した方は、「進捗状況報告」及び「完了報告」の作成・提出までが依頼内容に含まれているのか確認し、報告漏れのないようお願いいたします。

許可後は、速やかに申請書に記載されたとおりに工事を行ってください。農地転用許可は、申請書記載の転用事業を行う場合に限り農地を農地以外にすることを認めたものです。

### ○地目の変更をお忘れなく！

工事の完了後に、法務局にて地目の変更をしてください。不動産登記法には、地目の変更があったときは、1か月以内に地目変更登記の申請をしなければならないとあります。期間内に地目変更登記の申請をしなかった場合は10万円以下の過料に処せられる場合があります。詳しくは、法務局（0983-23-0352）へおたずねください。

文書取扱：高鍋町農業委員会 電話 0983-26-2019